

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 9 月定例会会議録

1 開催日時 令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 1 3 時 3 0 分～ 1 4 時 3 0 分

2 場 所 稲美町役場 新館 3 階 3 0 5 会議室

3 議 事

報告第 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」

⇒承認（6 件）

報告第 9 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について

（専決処理）」⇒承認（1 件）

議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

⇒許可（5 件）

議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1 件）

議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」⇒同意（全件）

議案第 28 号「農業経営改善計画の認定について」⇒同意（2 件）

4 出席委員（1 3 名）

1 番・上田尚秋	2 番・山田和美	3 番・坂元三郎	4 番・上田眞由美
5 番・井澤 守	6 番・山口 透	7 番・前田和毅	8 番・坂本英正
9 番・長谷川高義	11 番・魚住龍平	12 番・松井義輝	13 番・船岡重夫
14 番・田中 茂			

5 欠席委員

10 番・赤松聖美

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

12 番・松井義輝 13 番・船岡重夫

8 議 事

事務局： ただいまから令和 7 年 9 月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長から開会のご挨拶を申

し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、過半数の委員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、12番・松井義輝委員、13番・船岡重夫委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第8号～第9号及び議案第25号～第28号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は6件です。

「番号1」から「番号3」までは、賃借人と解約の理由が同じですので、一括報告にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしと認めます。

「番号1」から「番号3」について、事務局に説明を求めます

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町六分一字西岡	田	6 5 0 m ²
	西岡	田 2, 7 0 0 m ²
	西岡	田 1, 4 4 9 m ²
	3筆合計	4, 7 9 9 m ²

賃貸人：町内在住の所有者

賃借人：町内の農業法人
設定された権利：賃貸借権
解約理由：採算が合わないため
解約届出日：令和7年8月28日
解約成立日：令和7年8月26日
土地引渡時期：令和7年9月30日

「番号2」

所 在：稲美町六分一字西岡
地 目：田
面 積：1, 856 m²
賃貸人：町内在住の所有者
賃借人：町内の農業法人
設定された権利：賃貸借権
解約理由：採算が合わないため
解約届出日：令和7年8月28日
解約成立日：令和7年8月26日
土地引渡時期：令和7年9月30日

「番号3」

所 在：稲美町六分一字谷田
地 目：田
面 積：2, 019 m²
賃貸人：町内在住の所有者
賃借人：町内の農業法人
設定された権利：賃貸借権
解約理由：採算が合わないため
解約届出日：令和7年8月28日
解約成立日：令和7年8月26日
土地引渡時期：令和7年9月30日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町印南字中場	田	282 m ²
	中場 畑	422 m ²
	中場 田	2, 255 m ²

3筆合計 2, 959 m²

賃貸人：県外在住の所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：賃貸借権

解約理由：賃借人に売却するため

解約届出日：令和7年9月7日

解約成立日：令和7年9月7日

土地引渡時期：令和7年9月8日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号5」

所 在：稲美町野谷字南岡	田	2, 093 m ²
南岡	田	725 m ²
南中岡	田	2, 551 m ²
野寺字上南岡	田	1, 678 m ²
下南岡	田	1, 047 m ²
5筆合計		8, 094 m ²

賃貸人：町内在住の所有者

賃借人：認定農業者（法人）

設定された権利：賃貸借権

解約理由：売却するため

解約届出日：令和7年9月10日

解約成立日：令和7年8月31日

土地引渡時期：令和7年11月30日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号6」

所 在：稲美町印南字中場

地 目：田

面 積：1, 442 m²

賃貸人：県外在住の所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：賃貸借権

解約理由：売却するため

解約届出日：令和7年9月10日

解約成立日：令和7年9月8日

土地引渡時期：令和7年9月30日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第9号「農地法第4条第1項の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国安字アレ垣内 (小池南交差点西方)

地 目：畑(現況：宅地)

面 積：85㎡

転用目的：進入路、駐車場

土地利用計画：申請地は昭和63年4月ごろ造成し、駐車場および進入路として今日まで使用。

※ 始末書添付

専決処理：令和7年9月12日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、進入路、駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和7年9月12日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は5件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字大沢西 田 1,443㎡

中新田前 田 1,488㎡

2 筆合計

2, 931 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：地元専業農業者（当該申請地の利用集積での借受者）

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・軽トラック・ウイングモア
（父親名義でのリース）

栽培作物：水稻、野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は末澤委員です。大沢西の申請地に設置されたハウス内では野菜が栽培されています。また、中新田前の申請地は稲刈り跡となっており、いずれも問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年9月19日13時30分～17時00分までの間、12番・松井義輝農地担当副会長補佐、6番・山口 透委員、13番・船岡重夫会長職務代理者及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

12番・松井委員： 大沢西の申請地に設置されたハウス内ではメロンなどが栽培されていました。また中新田前の申請地は稲刈り跡で問題のない農地です。申請地は譲受人が利用集積で借り受けしていた農地ですので、今後も引き続き適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町印南字中場	田	282 m ²
中場	畑	422 m ²
中場	畑	459 m ²
中場	田	2, 255 m ²

中場 田 1, 442 m²
(葡萄園池西方) 5筆合計 4, 860 m²
移動する権利：所有権
譲渡人：県外在住の所有者
譲受人：地元兼業農業者（申請地の一部、利用集積での借受者）
農機具：トラクター・軽トラック・草刈機
栽培作物：水稻、野菜

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地のうち〇〇番は野菜が作付けされています。〇〇番以外の申請地は、いずれも稲刈り跡で適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

12番・松井委員： 申請地のうち〇〇番は野菜が栽培されていました。〇〇番以外の申請地は、いずれも稲刈り跡で農地として問題はありません。申請地うちの一部は、譲受人が利用集積で借り受けしていた農地ですので、今後も引き続き適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町印南字上場

地 目：田

面 積：605 m² （葡萄園池西方）

移動する権利：所有権

譲渡人：県外在住の所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター・軽トラック・草刈機

栽培作物：水稻

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地は、稲刈り跡で適正に管理されており、問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番・山口委員： 申請地は、稲刈り跡になっており農地として問題はありません。譲受人は、熱心な農家ですので今後の管理については問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町野谷字南岡	田	2, 0 9 3 m ²
南岡	田	7 2 5 m ²
南中岡	田	2, 5 5 1 m ²
野寺字上南岡	田	1, 6 7 8 m ²
下南岡	田	1, 0 4 7 m ²
(母里小学校西方及び東方)	5筆合計	8, 0 9 4 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：町外在住の兼業農業者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン

栽培作物：水稻

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大村委員です。申請地のうち〇〇番は鋤きこんで管理され、〇〇番以外の申請地は、いずれも水稻が作付けされ適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番・山口委員： 申請地のうち〇〇番は鋤きこみ後の草が少し目立っていました。また〇〇番以外の申請地は、いずれも水稻が作付けされ農地として問題はありません。譲受人と常雇い2人で耕作を行っていくとのことですので今後の管理については問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所在地：稲美町北山字中尾山

地目：田

面積：1, 117㎡うち1, 116.44㎡（入ヶ池池西方）

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター・軽トラック・耕耘機・草刈機

栽培作物：サカキ

議長： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地は、営農型太陽光発電施設の下にサカキが栽培され、適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・船岡委員： 申請地は、営農型太陽光発電施設の下にサカキが栽培され、農地として問題はありません。譲受人が今後も引き続き適正に管理されると見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

○番・○○委員： 0.56㎡の面積差は何か。

事務局： 営農型太陽光発電施設の支柱部分が転用されており、その面積が0.56㎡となっています。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町印南字西場 （百丁場池西方）

地 目： 田（現況：雑種地）

面 積： 47 m²

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内在住者

転用目的：シイタケ栽培用地

土地利用計画： 造成なしで若干の整地を行う。隣接の山林とともにシイタケの栽培スペース等の一部として使用する。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は上田委員です。申請地は、北側は鶏舎、東と南側は山林、西側は道路と接している。転用による農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・船岡委員： 申請地は、雑木や笹が生い茂っていました。整地をしてシイタケ栽培スペース等の一部として利用する分には、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり、転用及び所有権の移転について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第27号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委

員会の意見について」を議題といたします。

なお、本議案では○番・○○委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触しますので、○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

では、事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、公益社団法人ひょうご農林機構から農業委員会の意見を求められているものです。

農用地利用集積等促進計画の概要

利用権の設定をする者（借受者）	1 件
利用権の設定をする者（貸付者）	1 件
利用権の設定をする土地（筆数）	1 筆
利用権の設定をする土地（面積）	1, 478 m ²

「各筆明細」権利を設定する土地の明細（別添）

議長： 説明は終わりました。

最適化推進委員から意見や報告はありましたか。

事務局： 最適化推進委員からの意見、報告は、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」とする委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員挙手ですので、農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」の意見書を提出することといたします。

退席中の○○委員は自席にお戻りください。

(○○委員 自席に戻る)

議長： それでは、議案第28号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。意見を求められているのは2件です。

それでは、「1件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 No.202509-01 （認定更新）

稲美町野寺 法人

作目：水稲、大麦、黒大豆・枝豆

5年後（R12） 水稲の作付面積、生産量の増

経営農地 借入地の維持

合理化の目標：スマート農業機械の活用を図り作業効率を上げる。
農業従事の態様等の改善目標：専従者を増やし、高齢者の負担を減らす。必要に応じて制度資金の活用を検討し、経営の合理化を図る。

農業用機械等の取得計画：トラクター2台・コンバイン1台・ウイングハロー1台・オフセットモアー1台・フレールモアー1台・播種機2台

主たる従事者の年間農業所得目標：基本構想基準を満たす

主たる従事者の年間労働時間目標：基本構想基準を満たす

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

本件について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員挙手ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

次に「2件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「2」 No.202509-02 （認定更新）

稲美町野寺 法人

作目：大麦、水稻

5年後（R12） 作付面積（大麦は減）、生産量の増

経営農地 借入地の増

合理化の目標：ライスセンターの建替え

農業従事の態様等の改善目標：労務賃金を引上げ、生産性の向上、経営面積の拡大を図る。

農業用機械等の取得計画：田植機1台・トラクター1台

主たる従事者の年間農業所得目標：基本構想基準を満たす

主たる従事者の年間労働時間目標：基本構想基準を満たす

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

本件について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員挙手ですので、「2件目」の農業経営改善計画について「適当

である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和7年9月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調製する。

令和7年9月25日

議長 坂 本 英 正

委員 松 井 義 輝

委員 船 岡 重 夫